

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年3月1日 11時40分ごろ
発生場所	友ヶ島水道由良瀬戸 友ヶ島灯台から真方位270° 1,000m付近 （概位 北緯34° 16.9′ 東経134° 59.4′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{オグリ} OGURI号は、漂流中、船外機が始動できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート OGURI号、0.2トン 230-45890大阪、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力3.7kW、回転数毎分 5,000、1気筒、ボア60mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長が釣り場を移動しようと船外機のスタータロープを引いたところ、異音がして船外機を始動できず運航不能となった。</p> <p>船長及び同乗者は、オールを漕いで陸岸を目指したが、風浪に流されて自力での進行を諦め、付近を航行中の船舶に救助を依頼した。</p> <p>本船は、えい航されて航行を開始したものの、風浪が舷縁を越えて本船への浸水が激しくなり、船長及び同乗者が沈没の危険を感じたので本船をえい航していた船に移乗した。</p> <p>船長は、これまでに船外機のクラッチが確実に中立とならないことが度々あり、本インシデント時、クラッチが中立でない状態で無理に始動を繰り返し試みたことで始動装置が損傷したと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、以前から船外機のクラッチが中立とならない不調が度々生じている状況下、漂流中、クラッチが中立となっていないまま船外機の始動を繰り返し試みたことから、船外機の始動装置が破損し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、以前から船外機のクラッチが中立とならない不調が度々生じている状況下、漂流中、クラッチが中立となっ

	<p>ていないまま船外機の始動を繰り返し試みたため、船外機の始動装置が破損したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定期的にクラッチ機構を点検整備すること。・ クラッチが中立にならない等の不具合を生じた場合、直ちに点検整備を行うこと。